⑵　業務内容　本業務は、大阪第６地方合同庁舎のＰＦＩ方式の技術分野に係るアドバイザリー業務（基本計画の策定、実施方針の公表、特定事業の選定、入札契約手続き、基本協定・契約の締結等のプロセスにおける必要な資料作成等）を行うものである。

⑶　履行期間　契約締結日の翌日から平成30年３月30日

２　申請の時期

平成27年４月17日から平成27年４月27日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下、「休日」という。）を除く。）。

なお、平成27年４月28日以降当該業務に係る技術提案書の提出の時まで（休日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該提出の時までに審査が終了せず、技術提案書を提出できないことがある。

受付時間は（受付期間中の各日とも）９時15分から16時30分までとする。

３　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務等）」（以下「申請書」という。）は、平成27年４月17日から近畿地方整備局総務部契約課において設計共同体としての資格を得ようとする者に交付する。

なお、平成27年４月17日から平成27年４月27日まで（休日を除く。）においては、電子入札システムにおいても交付する。

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に大阪第６地方合同庁舎（仮称）基本計画技術資料作成業務設計共同体協定書（４⑷の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（必着。書留郵便に限る。）により提出すること。なお、電子入札システムによる申請は認めない。

提出場所は次のとおりとする。

〒540―8586　大阪府大阪市中央区大手前１―５―44大阪合同庁舎第１号館　近畿地方整備局総務部契約課調査係　電話06―6942―1141

⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

４　設計共同体としての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成26年10月１日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成26年10月１日付け公示」という。）６（測量・建設コンサルタント等業務）の⑴から⑷までに掲げる項目を確認したうえで設計共同体としての資格があると認定する。

⑴　組合せ　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

１）予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

２）近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成27・28年度建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

３）近畿地方整備局長から地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等に関し指名停止等を受けていないこと。

４）平成26年10月１日付け公示５（測量・建設コンサルタント等業務）の①から⑤までに該当しない者であること。

⑵　業務形態

１）構成員の分担業務が、業務の内容により、大阪第６地方合同庁舎（仮称）基本計画技術資料作成業務設計共同体協定書において明らかであること。

２）一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、大阪第６地方合同庁舎（仮称）基本計画技術資料作成業務設計共同体協定書において明らかであること。

⑶　代表者要件　構成員において決定された代表者が、大阪第６地方合同庁舎（仮称）基本計画技術資料作成業務設計共同体協定書において明らかであること。

⑷　設計共同体の協定書　設計共同体の協定書が、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号）の別紙１に示された「設計共同体協定書」によるものであること。

５　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い

４⑴２）の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も２及び３により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、４⑴２）の認定を受けていない構成員が４⑴２）の認定を受けることが必要である。また、この場合において、４⑴２）の認定を受けていない構成員が、当該業務に係る技術提案書の提出の時までに４⑴２）の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。

６　資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書」により通知する。

７　資格の有効期間

６の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

８　その他

⑴　設計共同体の名称は、「大阪第６地方合同庁舎（仮称）基本計画技術資料作成業務△△・××設計共同体」とする。

⑵　当該業務に係る特定手続に参加するためには、技術提案書の提出の時において、設計共同体としての資格の認定を受け、かつ、当該業務の「公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））」（平成27年４月17日付け支出負担行為担当官近畿地方整備局長）に示すところにより技術提案書の提出者として選定されていなければならない。

招　　請

資料提供招請に関する公表

東日本電信電話株式会社公告第２号

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。

なお、本招請は資料等提供者の機密情報及び財産的情報の提出を求めるものではありません。

平成27年４月17日

東日本電信電話株式会社
関東病院長　亀山　周二

◎調達機関番号　125　◎所在地番号　13

○関病企第14―1024号

１　調達内容

⑴　品目分類番号　22、31

⑵　導入計画物品名称及び数量　内視鏡手術支援ロボット　一式

⑶　調達方法　購入

⑷　導入予定時期　平成27年12月

⑸　調達に必要とされる基本的な要求用件

①　内視鏡手術を支援するシステムであること。

②　術者が遠隔で操作できるシステムであること。

③　患者への安全性が十分確保されていること。

④　術者は三次元画像で術野を同定できること。

２　資料及びコメントの提供方法　上記１⑵の物品に関する一般的な参考資料及び同⑸の要求要件等に関するコメント並びに資料等の提供を招請します。

⑴　資料等の提出期限　平成27年６月３日14時00分（現地時間）（郵送の場合は必着のこと）

⑵　提出先　〒141―8625 東京都品川区東五反田５－９－22　東日本電信電話株式会社　関東病院　企画担当　冨宇加　進

電話（03）3448―6126

ファックス（03）3448―6127

なお、ＮＴＴ東日本ホームページ　http://www.ntt-east.co.jp/purchase/inquiry/index.html記載窓口においても問い合わせを行います。

３　Summary

⑴　Classification of the products to be Procured : 22, 31

⑵　Nature and quantity of the products to be purchased : Endoscope Operation support robot 1 sets